

川崎市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例(改正案)に対する 意見の募集について<パブリックコメント>

政令の一部改正に伴い、一定規模以上の新築共同住宅に対して、荷さばき自動車用駐車施設の附置を義務付けます。
この度、条例及び施行規則の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集します。

○ 意見募集期間

令和7年12月3日(水)～令和8年1月7日(水)

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和8年1月7日(水)午後5時15分までとなります。

○ 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、
かわさき情報プラザ(川崎市役所本庁舎復元棟2階、
支所・出張所・図書館(本館・分館)、市民館(本館・分館)、
教育文化会館、まちづくり局交通政策室



↑ ホームページはこちら

○ 意見書の提出方法

郵送、持参、FAX、あるいはインターネット入力フォームの
いずれかで提出

※意見の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話・FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
また、電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

【提出先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局交通政策室(市役所本庁舎19階)
FAX番号:044-200-0984

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、
御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめたホームページ等で公表します。

○ 問合せ先

川崎市まちづくり局交通政策室

電話:044-200-2032 FAX:044-200-0984

川崎市建築物における駐車施設の 附置等に関する条例(改正案) について御意見をお聞かせください

意見募集期間:令和7年12月3日(水)～令和8年1月7日(水)

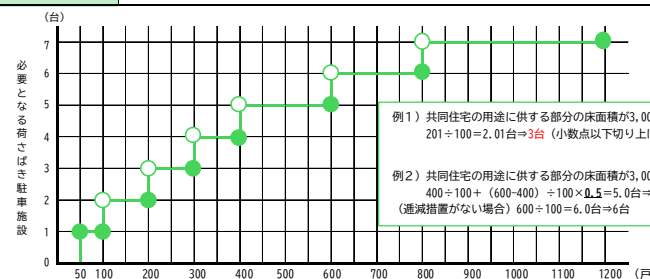
一定規模以上の新築共同住宅に対して、荷さばき自動車用駐車施設の
附置の義務付けを予定しています。

(1)共同住宅への荷さばき自動車用駐車施設の附置義務化

近年の超高層住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の
新築等による外部からの駐車需要が大きくなっていることから、**共同住宅に対して荷さばき
自動車用駐車施設の附置義務を追加**します。

なお、共同住宅の一般車用の駐車施設の附置義務台数に変更はありません。

対象区域	商業・近商	周辺地区等
対象建築物	共同住宅の用途に供する部分の床面積が2,000㎡を超えるかつ50戸以上の場合	共同住宅の用途に供する部分の床面積が3,000㎡を超えるかつ50戸以上の場合
基準値(原単位)	100戸毎に1台(小数点以下切り上げ)	
通減措置	400戸以上の共同住宅には通減措置を設ける 400戸以上、800戸以上でそれぞれ0.5、0.25倍に通減	



(2)荷さばき自動車用駐車施設の車高に係る基準の変更

これまで、荷さばき自動車用駐車施設は、通常都市内
での貨物の運搬に利用される貨物車を想定し、地面から
天井の最も低い部分(はり下)までの高さを3メートル
以上としていましたが、近年は配送効率を重視して車高
が高くなっており、近年の市街地の配送において一般的
に使用されている車両(2トン車)の規格を踏まえ、**はり
下高さを3.2メートル以上**とします。

